

別記2（第7・第14関係）

入札説明書

令和6年4月9日付けで公告を行った大野川広域河川改修（大野橋架替）工事に伴う送水管布設替工事（第2期工事）に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

第1 公告日 令和6年4月9日

第2 工事概要

- 1 工事番号 第6-1-1号
- 2 工事名 大野川広域河川改修（大野橋架替）工事に伴う送水管布設替工事（第2期工事）
- 3 工事場所 宇城市松橋町 地内
- 4 工事内容 本工事は、送水管の布設替えを行うものである。
・施工延長 L=28.6m
- 5 工期 契約日の翌日から令和6年12月13日まで（約7カ月間）
- 6 予定価格 一金 88,410,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- 7 使用する主要な資機材 設計図書による。
- 8 その他
 - (1) 本工事は、入札後に競争参加資格の審査を行う入札後審査型案件である。
 - (2) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に定める対象建設工事である。
 - (3) この入札は、郵便により行う入札である。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 上天草・宇城水道企業団競争入札規程（平成19年規程第1号）の規定に基づき、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出し、水道施設工種の工種を申請、受理されている者であること。
- 3 対象工事に係る工事種別等について、次の条件を満たすこと。
 - ア 対象工事に係る工事種別について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23に規定する経営事項審査（審査基準日が、令和4年9月24日から令和6年4月23日まで【※入札参加事前確認申請の締切日から1年7月前の翌日までの期間】で最新のものに限る。）における水道施設工種の総合評定値が、700点以上でかつ構成市（宇土市、宇城市、上天草市、天草市）内に法第3条第1項に定める営業所（水道施設工事に係る建設業の許可を有するものに限る。）を有すること。
- 4 削除（共同企業体に関すること。）
- 5 平成26年度（2014年）以降に、水道法（昭和32年法律第177号）における送水施設又は配水

施設において、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）が発注した、

水道施設工事を元請として完成した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。

- 6 次に掲げる基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
なお、この配置技術者は、病休、退職等のほか、工場製作から現場配置への移行がある場合、工期が多年に及ぶ場合、予測し得ない大幅な工期の延長がある場合等、特別な場合を除き、変更を認めない。
 - (1) 1級土木施工管理技士の資格を有する者
 - (2) 下請契約が4,500万円以上になると見込まれる場合は、水道施設工事に係る有効な監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
 - (3) 令和6年5月17日【※競争参加資格確認申請の締切日】以前に3カ月以上の雇用関係がある者
- 7 上天草・宇城水道企業団工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領(令和4年上天草・宇城水道企業団訓令第2号。以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中の者でないこと。
- 8 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- 9 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がない者
- 10 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- 11 同一の入札に参加しようとする他者と関係（共同企業体を対象とする入札にあつては、共同企業体の代表者間の関係に限る。以下同じ。）が次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 次の資本関係にある場合。ただし、子会社（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア 親会社（会社法施行規則第3条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 次の人的関係にある場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、前2号と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、入札の適正さが阻害されると判断される場合

第4 設計業務の受託者等

1 第3の10の「第2に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

共立設計 株式会社

2 第3の10の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の

(1)(2)に該当する者である。

(1) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

(2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

第5 担当係

郵便番号 869-0445

熊本県宇土市浦田町97番地

上天草・宇城水道企業団総務係

電話 0964-22-6733

第6 競争参加資格の基本的事項の事前確認等

1 本競争入札の参加希望者は、第3に掲げる競争参加資格のうち、1から11までの資格（以下「競争参加資格の基本的事項」という。）を有することを証明するため、次に従い、入札参加事前確認依頼書（別記2-様式1号。以下「依頼書」という。）を提出し、企業長から競争参加資格の基本的事項の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに依頼書を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

(1) 提出方法

第5の場所に直接持参、又は郵送すること。（郵送の場合は、4月23日午後5時必着）

(2) 提出期間

令和6年4月10日（水）から令和6年4月23日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

2 依頼書に、経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書（審査基準日が、令和4年9月24日から令和6年4月23日までのもので最新のものに限る。）の写しを添付すること。

3 競争参加資格の基本的事項の確認は、提出期限の日をもって行うものとし、企業長が競争参加資格がないと認めた者には、令和6年4月25日（木）までに入札参加事前確認通知書により通知する。

4 その他

(1) 依頼書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された依頼書は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(3) 提出された依頼書は、返却しない。

(4) 提出期限以降における依頼書の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めない。

(5) 依頼書に関する問合せ先 第5に同じ

第7 入札説明書及び設計書等に対する質問

1 この入札説明書及び設計書等に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。

(1) 提出期間

令和6年4月10日（水）から令和6年4月26日（金）まで

(2) 提出場所・方法

soumu@kamiama-ukisuido.jpへ電子メールにより提出すること。

2 1の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和6年5月9日（木）まで

準備ができたものから随時、上天草・宇城水道企業団ホームページに掲載するので、質問をしたものは適宜回答を確認すること。

(2) 閲覧場所

上天草・宇城水道企業団ホームページにおいて行う。

(<http://www.kamiama-ukisuido.jp/>)

第8 入札・開札の日時及び場所

1 入札書等の提出（到達）期限

令和6年5月13日（月）午後5時00分

2 開札日時

令和6年5月14日（火）午後2時00分

3 場所

熊本県宇土市浦田町97番地

上天草・宇城水道企業団 会議室

第9 入札方法等

1 入札に参加しようとする者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印の上（押印は、あらかじめ使用印として当企業団に届け出た印判に限る。）封筒に入れ封印し、一般書留、簡易書留のいずれかの方法により、入札書到達期限までに到達するように郵送すること。

2 前項の規定による郵送には二重封筒を用いることとし、入札書を内封筒に入れ封印し、内封筒には入札参加者名、入札件名、開札日、入札書在中の旨を記載した上で郵送用の外封筒に同封し、郵送すること。

3 郵送用の外封筒には、入札参加者名、入札件名、入札書及び工事費内訳書在中の旨を記載すること。

4 工事費内訳書は、入札書に同封すること。

5 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札執行回数は、1回とする。

第10 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 免除
- 2 契約保証金 納付

ただし、国債等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第11 工事費内訳書の提示

- 1 入札書と工事費内訳書は入札金額に対応したものとする。
- 2 工事費内訳書の様式は自由であるが、工事区分・工種・種別・細別まで記載すること。また、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。
- 3 工事費内訳書の提示がない場合は、入札を無効とする。また、工事費内訳書に不備等がある場合も無効となることがあるので注意すること。

第12 最低制限価格の有無 有

第13 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

なお、入札参加事前確認通知書を受けた者であっても、競争参加資格確認時において指名停止処分要綱に基づく指名停止を受けている者その他第3に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

第14 競争参加資格の確認及び落札者の決定方法

- 1 上天草・宇城水道企業団契約事務取扱規則（平成19年規則第1号）の規定に基づいて作成された予定価格並びに上天草・宇城水道企業団最低制限価格制度要綱により算出した最低制限価格の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低価格を示した者（以下「落札候補者」という。）は、第3に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、企業長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出方法

申請書及び資料の提出は、第5の場所へ持参、又は郵送すること。（郵送の場合は、5月17日午後5時必着）

(2) 提出期限

令和6年5月15日（水）から令和6年5月17日（金）の午前9時から午後5時まで

- 2 申請書は、別記第2様式第2号により作成すること。

3 資料は、次に従い作成すること。

(1) 第3の5に掲げる実績を証する文書

第3の5に掲げる資格を有することを証するものとして、工事契約書の写しか、又は財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」への登録情報の写し等、実績を証明する資料を添付すること。

(2) 第3の6に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格を別記第2様式第3号に記載すること。なお、配置予定の技術者として、複数の技術者の資格を記載することもできる。

(3) 免許の写し等

第3の6に掲げる資格を有することを証する書面の写しを提出すること。

4 落札候補者の競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行い、競争参加資格が認められたときは、落札候補者を落札者とし、その旨を令和6年5月23日(木)までに落札者決定通知書により落札候補者に通知する。

5 落札候補者の競争参加資格がないと認められたときは、当該落札候補者にその旨を競争参加資格確認通知書により通知し、次に低い価格を提示した者から順に申請書及び資料の提出を求め、競争参加資格が確認できた最初の者を落札者とする。

6 その他

(1) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された申請書及び資料は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない

(3) 提出された申請書及び資料は、返却しない。

(4) 提出期限以降における申請書又は資料の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めない。

(5) 申請書に関する問合せ先 第5に同じ

第15 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

1 競争参加資格がないと認められた者は、企業長に対して競争資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

(1) 提出期限 令和6年5月29日(水)午後5時

(2) 提出場所 第5に同じ

(3) 提出方法 書面は持参、又は郵送すること。

2 企業長は、説明を求められたときは、令和6年6月4日(火)までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

第16 契約書作成の要否 要

第17 支払条件

上水草・宇城水道企業団工事請負契約約款(平成29年訓令第1号。以下「約款」という。)による。
(前金払、中間前金払又は部分払有)

第18 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関する苦情については、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから5日以内に、苦情を申し立てることができる。

第19 関連情報を入手するための照会窓口 第5に同じ

第20 その他

- 1 入札参加者は、入札規程及び約款を熟読し、遵守すること。
- 2 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止処分要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- 3 落札者は、第14の3の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

令和 年 月 日

入札参加事前確認依頼書

上天草・宇城水道企業団
企業長 元松 茂樹 様

住所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩

令和〇年〇月〇日付けで公告のありました、〇〇〇〇工事について、入札に参加したいので、競争参加資格の基本的事項について確認を依頼します。

併せて、下記事項については、事実と相違ないことを誓約します。

なお、誓約に反し、当該入札において失格となった場合、異議申し立てを行わないことを申し添えます。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- 2 上天草・宇城水道企業団工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（令和4年上天草・宇城水道企業団訓令第2号）に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中でないこと。
- 3 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がないこと。
- 5 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

令和 年 月 日

競争参加資格確認申請書

上天草・宇城水道企業団
企業長 元松 茂樹 様

住所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩

令和〇年〇月〇日付けで公告のありました、〇〇〇〇工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札説明書第3の5に定める「対象工事と同種の工事の施行実績」を証する文書
- 2 入札説明書第14の3に定める配置予定技術者の資格等を記載した書面（別記様式3）
- 3 入札説明書第14の3に定める免許等の写し等
- 4 入札説明書第3の6の(3)を証明する書類（健康保険証等の写し）

別記第2－様式第3号

監理技術者（主任技術者）の資格

会社名：

| | |
|----------------|---|
| 配置予定技術者の 氏名 | ○ ○ ○ ○ |
| 最終学歴 | ○○大学 土木工学科 平成○○年卒業 |
| 法令による資格・ 免許 | ○級○○○○管理技士（取得年） 監理技術者資格者証（取得年及び登録番号） 監理技術者講習修了証（取得年及び修了証番号） |